

「労働基準法施行規則等の一部を改正する省令」（令和 2 年厚生労働省令第 203 号）が令和 2 年 12 月 22 日公布されました。その概要は、「36 協定届」をはじめ労働基準法施行規則、事業付属寄宿舍規程、年少者労働基準規則、最低賃金施行規則及び建設業附属寄宿舍規程に規定する届出等の様式において使用者等が押印する欄等を改め、その氏名を記載することで足りることとされました。また、電子申請の利便性に資する所要の改正が図られました。

いわゆる「はんこレス」とオンライン化を行うこととされたものです。

具体的に、時間外労働・休日労働に関する協定届「36 協定届」の様式が 4 月から新しくなり、使用者の押印及び署名が不要（ただし、記名は必要です）。また、36 協定の協定当事者に関するチェックボックスを新設し、36 協定の適正な締結に向けて、労働者代表についてのチェックボックスが新設されます（労働者代表の的確な選出）。

一方、届出・申請については、便利な電子申請に向けて所要の改正を行い、「労働基準法・最低賃金法などに定められた届出や申請は電子申請を利用しましょう！」としています。

電子申請は、4 月から「e-Gov」でアカウントを登録し、フォーマットに必要な事項を入力するだけで届出・申請が可能となります。電子申請を積極的に活用しましょう。

○ [チラシ](#)

詳細は

○ [労働基準法施行規則等の一部を改正する省令について](#)

をご覧ください。